

国の出先機関改革に係る公開討議
説明資料

森林管理局

平成22年5月24日

農林水産省

目 次

森林管理局の概要	1
森林・林業の再生における森林管理局の役割	3
H20岩手・宮城内陸地震災害の事例	4
H16台風10号による豪雨災害の事例（徳島県阿津江地区）	5

森林管理局の概要

1 森林管理局の役割

- 森林管理局は、国有財産であり国民の森林である国有林野を管理経営するため、全国7か所に設置。
- 具体的には、以下のような事務を実施。
 - ① 公益的機能を重視した国有林野の管理経営
 - ・ 国有林野事業に関する具体的施策の企画及び立案
 - ・ 国有林野の管理・処分及び活用
 - ・ 森林治水事業の実施（国有林野）
 - ② 森林治水事業の実施（民有林野）

2 機構・定員

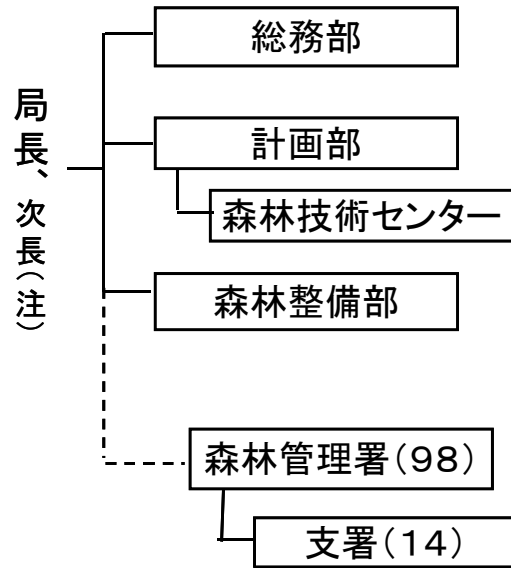
- 機構： 総務部、計画部、森林整備部の標準3部体制（国有林野面積が多い北海道については4部）
下部組織として、98森林管理署（14支署）、1,256森林事務所を設置。
- 定員： 平成22年4月現在 4,616名

3 設置等の経緯

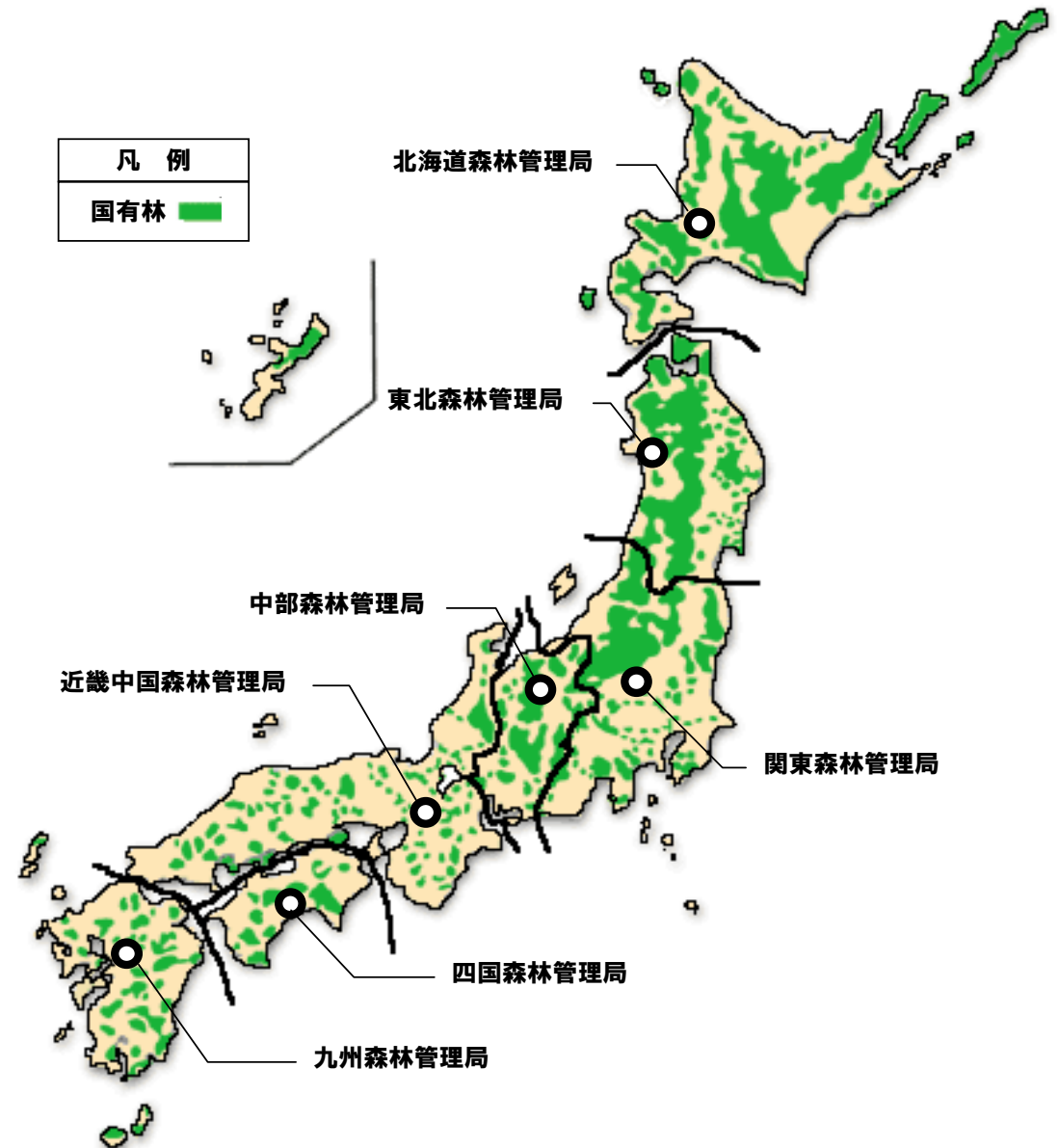
- 昭和22年5月 戦後の林政統一に伴い、国有林野を企業的に経営するため、企業特別会計制度の下で14
営林局325営林署の体制で発足。
- 昭和53年4月 最初の経営改善計画の実施。以降、営林局・営林署の再編・統廃合等を実施。
- 平成10年10月 国有林野事業を抜本的に改革するための『国有林野事業の改革のための特別措置法』等が
成立。
公益的機能重視の管理経営に転換するとともに、当時の累積債務3.8兆円のうち2.8
兆円を国の一般会計に、残りの1兆円を国有林野事業特別会計が負担。
平成15年度末までを集中改革期間とし、業務の見直し、組織・要員の大幅な縮減を実施。
- 平成16年4月 7森林管理局98森林管理署の体制に。以降、新規借入を行わずに管理経営。

○森林管理局機構図(平成22年4月現在)

○管轄区域



(注)次長は、北海道、東北、関東、中部のみ



森林・林業の再生における森林管理局の役割

森林・林業の再生

- 農林水産省においては、森林・林業政策全般にわたる抜本的な見直しに着手。平成21年12月に、再生に向けた青写真として「森林・林業再生プラン」を公表。

森林の多面的機能の持続的発揮

- 森林・林業に係わる人材育成の強化
- 森林の適切な整備・保全

地域資源創造型産業への再生

- 環境をベースとした我が国の成長戦略に
- 木材の安定供給体制の確立、雇用への貢献

低炭素社会への貢献

- 木材の多段階利用、木材利用の拡大
- コンクリートから木の社会へ

- 森林・林業の再生は、我が国全体の雇用や経済成長にとっても極めて重要な位置付け。

平成21年10月「緊急雇用対策」 → 「森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向を示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図る。」

平成21年12月「新成長戦略」 → 「森林・林業の再生を図り、木材自給率を50%以上に向上させる。」

森林管理局の役割

- 国有林は、森林の中でも、主に県境沿いの重要な脊梁山脈や奥地水源地域に位置し、地球温暖化防止、山地災害の防止、貴重な生態系の保全等の役割。
- 森林管理局は、国土の2割を占める国有財産である国有林野を管理経営。
また、大規模災害時のセーフティネットとして、都道府県からの要請を踏まえて復旧対策を実施。最近5年間では、岩手県、宮城県、新潟県、徳島県からの新たな要請を踏まえ対応。（民有林における森林治水事業）

国有林野の管理経営：平成10年に抜本的改革を実施

- 公益的機能重視の管理経営に転換
- 組織・人員の徹底した合理化
14営林(支)局 → 7森林管理局
- 当時の累積債務 3.8兆円
→ 2.8兆円を一般会計に承継
→ 1兆円を国有林の木材収入等で返済

民有林における森林治水事業：最近5年間の新規着手地区

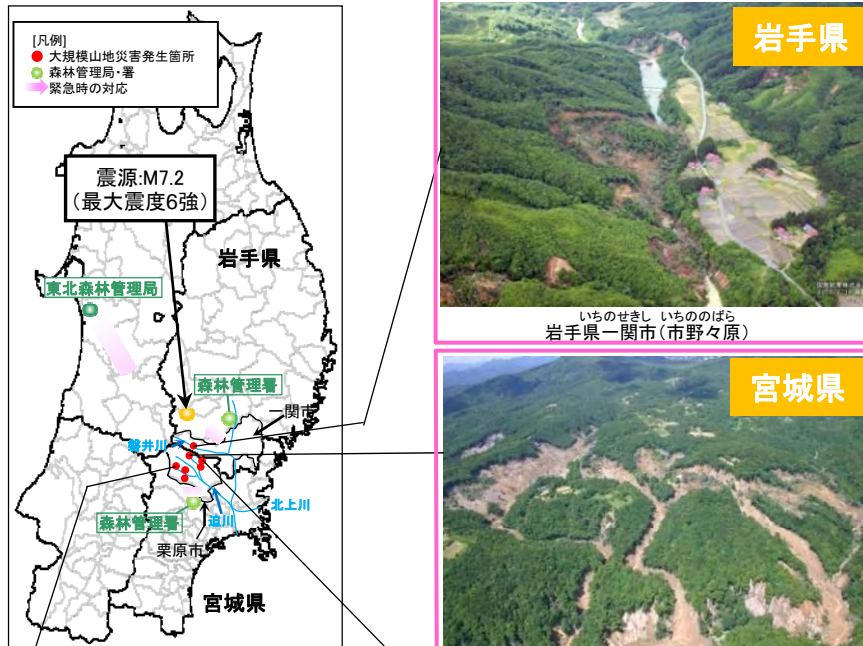
- ・平成16年の新潟県中越地震の大規模被災地区
- ・平成16年の徳島県の台風10号災害における大規模被災地区
- ・平成20年の岩手・宮城内陸地震の大規模被災地区

- 森林・林業の再生に向けては、国民共通の財産である国有林のフィールドや、組織・職員の技術力を活かして、以下のとおり国として重要な役割を果たす必要。
 - ① 公益重視の国有林野の管理経営の一層の推進
 - ② 流域全体の森林の管理水準の向上に向けたセーフティネットとしての役割

H20岩手・宮城内陸地震災害の事例

- 平成20年6月14日、岩手県内陸南部を震源とするM7.2(最大震度6強)の地震が発生し、大規模な山腹崩壊・地すべりが多発。
- 地震発生直後より、森林管理局・署の組織を活用しつつ、治山技術者による被災状況の把握、専門家の派遣など、国による緊急対策を実施。
- 規模が著しく大きく高度な技術を要する大規模山地災害箇所について、岩手、宮城両県からの要請を受け民有林直轄治山事業に着手。

大規模山地災害の発生



森林管理局・署等による緊急対応



ヘリコプター等による緊急調査、2次災害防止のための土石流センサー等の設置、国有林林道の国道迂回路への活用等の応急対策の実施

[緊急対応として他局等から延べ247人日応援派遣]

直轄事業の実施についての県からの要請

事業規模が著しく大きく高度な技術を要することから、県は国に対し直轄事業の実施を要請。

県からの要請を受け、岩手県(市野々原地区)における民有林直轄治山事業の直轄区域の拡大及び宮城県(迫川地区)における民有林直轄治山事業の新規着手。

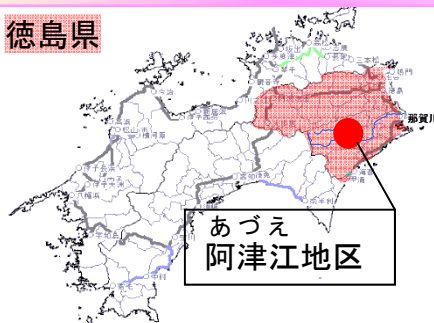
本格復旧に向け、治山技術者の増員配置(民有林、国有林計):
 岩手南部署 4名→8名 宮城北部署 3名→12名

H16台風10号による豪雨災害の事例（徳島県阿津江地区）

- 平成16年7月の台風10号に伴う豪雨により、大規模地すべりが発生し、崩壊した土砂により河川が閉塞し、対岸の国道193号が不通になるなど甚大な被害が発生。
- 当初、徳島県が地すべりの復旧を行っていたが、崩壊地上部に大規模で不安定な地すべりブロックが存在することが判明。大規模な崩壊が発生した場合、土砂流出に伴う河川の氾濫により甚大な被害の恐れ。
- 規模が著しく大きく高度な技術を要する大規模地すべりについて、徳島県からの要請を受け、平成20年度から民有林直轄治山事業に着手。

大規模地すべりの発生

徳島県



崩壊地源頭部状況



大量の土砂が対岸斜面を駆け上った状況

国道193号被災状況



徳島県による復旧対策

徳島県により復旧対策に着手したが、崩壊上部で大規模な地すべりブロックが判明。

直轄事業の実施についての県からの要請

事業規模が著しく大きく高度な技術を要することから、県は国に対し直轄事業の実施を要請。

県からの要請を受け、阿津江地区における民有林直轄治山事業の新規着手。



崩壊地の復旧状況



下流保全対象
なかちよう さかしゆう
(那珂町坂州)